

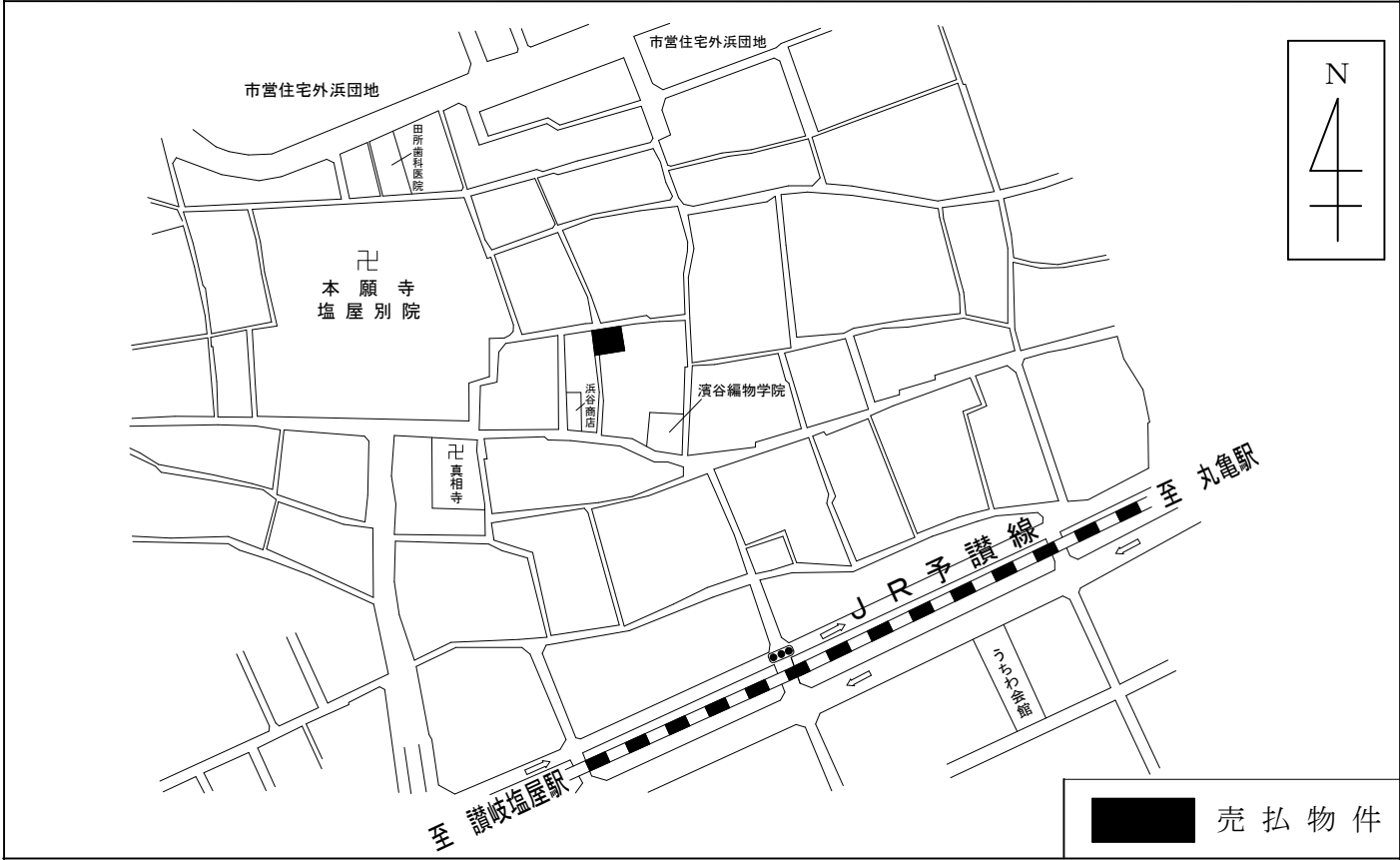
# 物 件 調 査 書

物件番号 1103

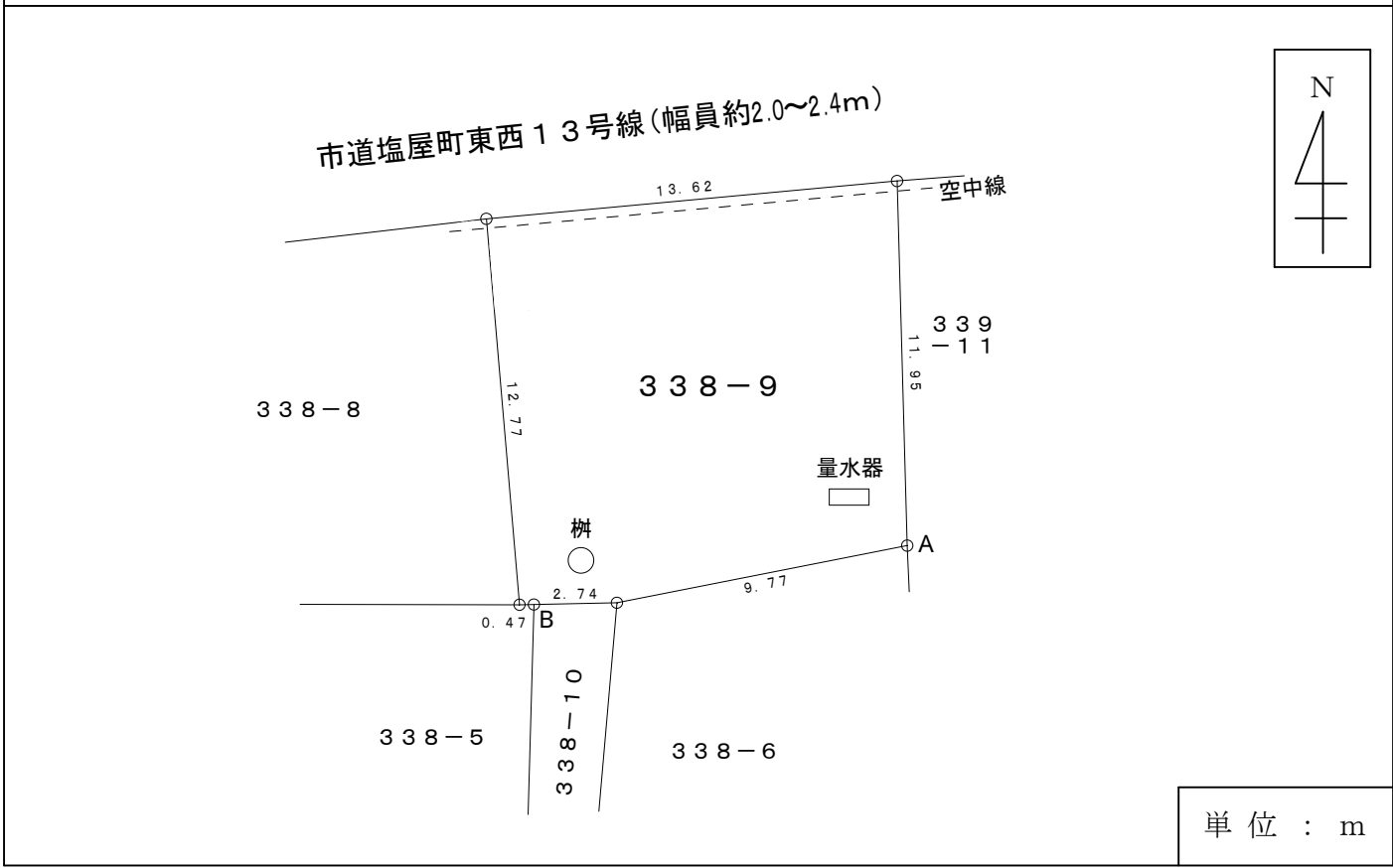
所在地		香川県丸亀市塩屋町四丁目338番9					
住居表示							
現況地目及び面積等		宅地	166.64㎡			工作物	—
						立木竹	—
登記簿記載事項	地番	338番9					
	地目	宅地					
	数量	166.64㎡					
接面道路の状況		北側 南側	舗装市道 舗装道路	幅員約 幅員約	2.0~2.4 m 2.0~2.7 m	(法第42条第2項道路) (法外道路)	
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域内（非線引）					
		用途地域	第一種住居地域				
		地域・地区	指定なし				
		建蔽率	60%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	建築基準法第22条 都市再生特別措置法第88条、108条						
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	有	負担の内容		下記参考事項欄のとおり	
供給処理		供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無
		電気	接面道路配線	有	—		—
		公営水道	接面道路配管	有			無
施設の概要		公共下水道	接面道路配管	有			無
		都市ガス	接面道路配管	有			無
交通機関		鉄道等	JR予讃線 讃岐塩屋駅の 北東方 約0.7km 徒歩9分				
		バス	丸亀コミュニティバス 塩屋別院バス停の 北方 約0.6km 徒歩8分				
公共施設		丸亀市役所		城坤小学校		西中学校	
参考事項		<p>◎本物件は、現状有姿による売払いです。</p> <p>◎敷地の境界標について、一部欠落箇所（明細図A・B）があります。</p> <p>◎本地北側市道については、建築基準法第42条第2項道路であるため、道路中心線確定後、道路中心線から2メートルの部分は道路後退が必要となります。（問い合わせ先：中讃土木事務所総務課建築指導）</p> <p>◎本地は都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：丸亀市都市計画課）</p> <p>◎敷地の北側に空中線（四国電力・NTT）が通っています。</p> <p>◎本物件は、平成28年12月9日付「国土調査による成果」により地積及び境界が確定しています。</p> <p>◎丸亀市防災マップによれば想定される洪水・津波について0.5メートル～3.0メートル未満のエリアに該当しています。</p> <p>◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。</p>					

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案 内 図



明 細 図



※ 案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

現 況 写 真

